

JIS

化学プラント用配管図記号

JIS Z 8209-1988

(2007 確認)

昭和 63 年 6 月 1 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

主 務 大 臣：通商産業大臣 制定：昭和 63.6.1 確認：平成 6.2.1

官 報 公 示：平成 6.2.8

原案作成協力者：財団法人エンジニアリング振興協会

審 議 部 会：日本工業標準調査会 基本部会（部会長 服部 晋）

この規格についての意見又は質問は、経済産業省 産業技術環境局標準課 産業基盤標準化推進室（〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1 丁目 3-1）へ連絡してください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正 又は 廃止されます。

化学プラント用配管図記号 Z 8209-1988

(1994 確認)

Symbols for Piping Drawings of Chemical Plants

1. 適用範囲 この規格は、化学プラントの配管図の製図 及び これに用いる記号について規定する。
2. 用語の意味 用語の意味は、JIS Z 8114 (製図用語) によるほか、次による。
 - (1) かくれ管 配管図で機器・架台などに隠れる部分の配管。
 - (2) トレース配管 管内の液体の粘度増加 又は 凝固を防ぐため、蒸気・温水などの熱媒を用いて加熱される配管 (被トレース管という。) と、その配管に抱かせた熱媒用の配管 (トレース管という。) との総称。
 - (3) 重複管 平行する配管を含む面に沿って見た場合、手前の管以外は見えないか、又は 見えにくい複数の配管。
3. 配管図の製図
 - 3.1 投影法は、正投影 又は 等角投影とする。

備考 等角投影によって等角図を描くとき、管径と図面との大きさを勘案して、実長での図記号の表記が困難な場合には、各座標上での長さを必ずしも実長としなくてよい。
 - 3.2 管その他の配管部品を表す配管図記号は、4. による。

備考

 1. 管を示す線の太さの使用区分を、図面中に明示する。
 2. 管以外の既設 及び 増設予定の配管部品を表示する必要がある場合に用いる線の種類は、4.1 の規定に準じる。
 3. 1 形 及び 2 形の図記号は、管径と図面との尺度を勘案して使い分ける。ただし、同一配管系では、1 形・2 形の図記号を混用してはならない。
 4. 中心線は、細い一点鎖線とするが、細い実線を用いてもよい。
 - 3.3 配管図で用いる配管図記号以外の記号は、5. による。
4. 配管図記号
 - 4.1 管
 - 4.1.1 一般配管 一般配管の図記号は、表 1 による。

引用規格：JIS Z 8114 製図用語

JIS Z 8204 計装用記号

JIS Z 8205 配管図示方法